

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加須市議会

議会改革特別委員会

第22回 4月26日(木曜日)

平成30年議会改革特別委員会 第22回

平成30年4月26日（木曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

**出席委員（10名）**

|     |           |    |           |
|-----|-----------|----|-----------|
| 1番  | 野 中 芳 子 君 | 2番 | 竹 内 政 雄 君 |
| 3番  | 新 井 好 一 君 | 4番 | 柿 沼 秀 雄 君 |
| 5番  | 小 勝 裕 真 君 | 6番 | 小 坂 徳 藏 君 |
| 7番  | 佐 伯 由 恵 君 | 8番 | 大 内 清 心 君 |
| 10番 | 酒 卷 ふ み 君 |    |           |

**欠席委員**

9番 森 本 寿 子 君

**委員外議員**

6番 池 田 年 美 君  
16番 平 井 喜一朗 君  
18番 中 條 恵 子 君  
22番 松 本 英 子 君

**本委員会に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長 高 橋 敦 男  
主幹（議事・三宅昌之  
調査担当）

議事課長 戸 田 実  
主査（議事・酒卷俊郎  
調査担当）

開会 午前 9時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。今日は早朝より第22回議会改革特別委員会に、ご参集いただきましてありがとうございます。季節的には、若葉の新緑が、たいへん目に入る季節になりました。米どころの加須市も田植えが始まって、そういう季節になっております。そして、新年度に入りました、特別委員会、今年度のはじめの委員会となるわけでありますが、今年度、本委員会といたしましては、これまで協議をしてきた内容につきまして、実際に成果に結び付けていくと、それが、本年度の大きな課題になると、そんなふうに思っております。来たる6月定例会には、市議会基本条例案を上程することになります。それに併せまして、同時に工程表に基づいて協議を続けてまいりました、市議会版BCP、市議会業務継続計画を併せて策定をしていくと、そういうスケジュール、ロードマップになっております。実際にただ、本委員会としましては、基本条例案を制定して、それで終わりということではないわけでありまして、これが、実際の市議会の運営、並びに議員活動のスタートになるということになってくるのかなと思います。そういう点では、これからが、市民に対して、市議会の真価が問われてくると、そのように考えるわけでございます。それから、この間一つだけ気づいたことがございました。皆さんのお手元に配布されております市議会旬報がございます。2月5日号を見ておりましたら、全国市議会議長会で市議会事務局の職員数についての調査の結果が、掲載されておりました。資料は、別に配布しておりません。既に2月の段階で、議員全員に配布されておりますので、資料としては、配布はしてはいませんが、私、いつも議会改革にあたりましては、その前段階として、調査、並びに準備していただいて、議会事務局の職員の皆さんに、準備していただいているわけでありますが、常日頃、超少数精銳主義だと、申し上げておるところでございます。人口ごとに、市議会旬報には、事務局の職員数が、載っているわけでありますが、加須市議会の場合には、10万～20万の人口規模ですが、全国の平均でいきますと、事務局の職員は、8.6人です。でも、今現在、加須市議会の事務局の職員は、6人です。これには、全国市議会議長会で臨時職員は除いてありますので、およそ3人ぐらい平均から少ない職員数で、対応していると、そういうことになっております。そういうことも、認識して、我々も取り組んでいかなくてはならないと、そんなふうに感じるわけでございます。本日の委員会では、報告事項が4件、協議事項が2件となっております。本日も、自由討議で進めてまいりますので、委員各位のご協力を願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。本日も

どうぞよろしく、お願ひいたします。

それでは、たいへんお忙しいところ、本日の委員会に、福島議長さんにご出席をいただい  
ております。議長から、ごあいさつをお願ひいたします。

---

#### ◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君）　はい、改めまして、おはようございます。本当に過ごしやすい、いい  
陽気になってまいりました。昨日、大橋市長が、初登庁ということで、3期目がスタートい  
たしました。その中で、第22回議会改革特別委員会の皆さんには、小坂委員長さんをはじめ、  
本当にお忙しい中、いよいよ大詰めの特別委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。  
本当に素晴らしいものが、出来てきたなという感じがいたします。BCPの問題  
にしてもそうですが、この、平成国際大学との連携協定。これも事務局のお計らいで、学長  
さんとも話が決まりまして、5月1日に協定締結するという話も聞いております。これは、  
県内で2番目か3番目ということですが、本当に、いろいろな形で、委員の皆様のご尽力に  
よりまして、大変すばらしいものが出来てきたなと思っております。これが、6月議会に上  
程され、そして、決定いたしましても、そのままでなく、これを本当に加須市議会として、  
実行していくことが、市民のためかなと思いますので、今後におきましても、委員の皆様方  
には、何卒、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。  
よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君）　議長さん、たいへんありがとうございました。さて、4月に人事異  
動がございまして、議会事務局長の要職に、新たに高橋局長が、異動になっております。委  
員会のはじめですので、高橋局長からあいさつお願いします。

○事務局長（高橋敦男君）　はい、改めまして、皆様おはようございます。4月1日付の人事  
異動で、議会事務局長を拝命いたしました高橋と申します。議会改革特別委員会の皆様には、  
議会改革について、大変お世話になります。素晴らしいものになりますよう、よろしくお願  
いいたします。事務局といたしましても、全力で支えさせていただきますし、私も、初めて  
ですが、勉強しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、ありがとうございました。では、高橋局長、以後、よろしく  
お願ひいたします。



## ◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第 22 回の議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布しております次第に沿って進めてまいります。はじめに報告事項から始めます。まず、4 件あるわけですが、まず（1）の市内企業訪問研修について。続いて（2）の生涯学習情報かぞ「ライフステージ 市民学習カレッジ」の、2 項目について報告をお願いいたします。2 項目については、戸田議事課長から、説明をいただきます。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員の皆様、改めまして、おはようございます。それでは、私の方から、（1）番と、（2）番につきまして、順次説明をさせていただきます。恐れいりますが、着座にて説明をさせていただきます。まず（1）市内企業訪問研修について説明をさせていただきます。資料は特にございませんけれども、このことにつきましては、前回の委員会におきまして、6 月定例会開会前に、実施するという運びで、ご協議をいただいたところでございました。しかしながら、各企業とも、年度初めということで、担当職員の人事異動等によりまして、企業訪問の受け入れ態勢が、整っていませんこと。また、そもそも企業訪問の有無につきまして、本社に確認を取りたいということなどの理由によりまして、誠に恐れ入りますけれども、6 月定例会終了後、以降におきまして実施させていただく方向で、お願いできればと存じます。なお、この間、6 月定例会終了後におきましては、各会派等におきまして、行政視察等も入って来るかと思いますので、改めて日程の方は、調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。続きまして、（2）生涯学習情報かぞ「ライフステージ 市民学習カレッジ」について説明をさせていただきます。資料の 1 番をご覧願います。前回の委員会におきまして、委員の皆様方に、下記に表記してございます市民学習カレッジセミナー受講者名簿の提出を一人当たり 5 名前後として、4 月 20 日金曜日までということで、お願いをしておりました。現在のところ、1 名の委員から、お預かりをしている状況でございまして、委員から 5 名分と、一般から 2 名分ということで、現状では 7 名の応募となっております。つきましては、ゴールデンウイーク明けの、5 月 7 日月曜日までには、早ければ、早いほどよろしいのですけれども、再度、ご提出の方を、お願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。（1）、（2）につきまし

では、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、ありがとうございました。まずは、市内企業訪問研修ですが、市役所も人事異動があって、たいへんですが、企業の方も、実は4月に社内の異動があって、今、説明がありましたが、混乱しているという状況がございまして、5月にということで考えておったものですが、6月定例会以降について調整をして、実施をしていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、市民学習カレッジの関係ですが、今、戸田議事課長から説明があったような内容で、40名以上ということになっておりまして、過般、各委員におきましては、5名以上ということでありまして、5名程度上げてもらいたいということで協力をお願いしていたのですが、1名の方からご報告があったということで、他の方は、いろいろ多忙だったようで、まだ、整っておりませんので、先ほど、戸田議事課長から話がありましたように、連休があつて、ちょっと、たいへんだと思うのですが、7日まで、5名ほど、名簿で上げていただきたいと、ご協力いただきたいと思います。前提では、40名以上というのが、この要件になっているということは、前から説明してきた通りですので、是非、改めて、受講申込書を皆さんのお手元に配布してございます。これは、予定であります、実際は、その時用事があるて出席できないというのは、やむを得ないことですので、その点は、あまり深刻に考えないで、お願いをしたいと思いますので、この点、くれぐれも、各委員の皆さんには、ご協力の方をよろしくお願ひしたいと思います。何かございますか。なければ、それで、委員各位においては、くれぐれもご協力のほどをよろしくお願ひします。来月の7日までということで、よろしくお願ひいたします。それでは、次の報告事項に移ります。（3）の加須市議会と、平成国際大学との連携協力に関する協定の締結。並びに（4）の加須市議会モニターの募集結果について、この2項目について、併せて説明を、お願ひします。戸田議事課長、お願ひします。

○議事課長（戸田　実君）　はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、まず（3）加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について、こちらの方を、ご説明をさせていただきます。資料の2番をご覧願いたいと思います。加須市議会と、平成国際大学との連携・協力に関する協定書ということでございまして、過日、平成国際大学に、本協定書案をご確認いただいたおりましたところ、先日、中身についてご了承いただきました。つきましては、大学側の方の意向で、いわゆる調印式等のセレモニーは行いませんが、平成30年5月1日付けで、協定書を締結するという運びで調整が整いました。なお、締結にあたりましては、マスコミへのプレスリリースを行うことで、大学側の了解も得ているところでございます。なお、具体的な連携事業等につきましては、今後、当委員会におきまして、事務局でも、案等を示してご協議をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ちなみに、大学と市議会との連携ということに関しまして、私の方で、所沢市議会に次いで、2番目ということで、認識しておりましたけれども、実は、昨日、事務局の方で、各市議会に確認しましたところ、さいたま市におきまして、さいたま市議会と埼玉大学との連携に関する覚書という、覚書という形で平成20年9月24日に締結されているということでございます。具体的に、担当職員に聞きましたら、今の担当職員のレベルでいうと、1回ぐらい大学の先生を呼んで講演会を開いたかなという程度で、あまり深い事業の展開は、行っていないらしいのですけれども、実績としましては、実際、昨日、所沢市議会のホームページ見ましたら、所沢市議会の方も、さいたま市に次いで2番目の大学との協定という表記をしておりますので、今回加須市が、平成国際大学との連携協力に関する協定に至った場合、県内で3番目の事例ということになるのかなと考えておるところでございます。平成国際大学との連携協力に関する協定の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。引き続きまして、（4）の加須市議会モニターの募集結果につきまして、説明をさせていただきます。このことにつきましては、3月15日発行の市報かぞ、また、市議会ホームページで、加須市議会モニターの募集記事を掲載いたしました。4月13日締め切りということで掲載をいたしました。しかし、残念ながら応募された方は、おりませんでした。従いまして、資料の3をご覧いただきたいのですけれども、資料の3の裏面、第6条になります、こちらの方に募集ということで、第6条、市議会モニターは公募とする。ただし、議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。と、規定されておりますことから、モニターの方を、選出にあたっての団体さん等について、ご協議をいただければと思っております。よろしくご協議のほどお願いをいたします。以上（3）、（4）について、説明をさせていただきました。よろ

しくお願いをいたします。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、ありがとうございました。それでは、(3) の加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結ですが、先ほど、説明のあった通りでございます。埼玉県内 40 市の中では、もし、これが締結されると、3 番目ということになるというお話でございました。たぶん全国には 814 の市議会があるのですけれども、たぶん専門的な知見の活用という点においては、まだまだ少ないのが実態でして、相当、全国的にも、先進的な事例になるのかなと、そんなふうに思っております。それから、締結が終わったならば、市議会の方で、プレスリリースするという段取りになっております。これは、前から説明をしてきたのでありますが、何かございますか。

（「ありません。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君）　なければこれで進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。次に報告事項の (4) の市議会モニターの募集結果でございます。先ほど説明がありましたように、問い合わせはあったのですが、残念ながら、市議会は、ちょっと敷居が高いかなと、そんな感じがしております。それで、もともと、市議会モニター制度に関しては、市議会の、市民との協働・連携を深めていくという立場で、これを目的で行ってきたわけであります。具体的な制度として、市議会モニター制度を 4 月から施行ということで、取り組んできたんですが、残念ながら、ございませんでした。そこで、市議会モニター設置要綱の第 6 条のただし書によりまして、議長さんにお願いをして、適任者の推薦を依頼していきたいと、そんなふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。一応、こんなふうに考えております。全体の、市民の、団体の全体を網羅していくという考え方で、各団体にということでお考えておるんですが、一応 10 人以内ということで、取りあえず一人ずつという関係で、まずは、自治会連合会。それから子育てをしているという点では、この間の、前教育委員の阿部さんにも公述人引き受けいただきましたので、PTA 連合会はどうかなと。それから、女性会。女性の皆さんのご意見を伺うという点では、女性会。それから高齢者の関係では、老人会連合会。それから若い人という点では、青年会議所。それから市の条例ができるおりまして、そこで、いろいろ活発に活動しております、まちづくり市民会議はどうかなと。それから、消費者という感じで幅広く考えた場合に、くらしの会は、どうかなと。ここに、今、言った団体だと、全部で 7 団体になります。そこから一人ずつ、議長にお願いをして、ご推

薦いただいて、選任は、議会運営委員会で決定することになっておりますので、そういう形でどうかなと思っているのですけれども、先ほど言いましたように、加須市議会モニター設置要綱の第6条の、ただし書に基づいて行うということでございます。そうすると、大体、全体の、大まかなところは、網羅できるのかなと思って、一応考えた内容ですが、いいですか。

(「いいですよ。」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） これで、議長さんにお願いをして、この7団体の方にお願いをして、推薦していただけるかどうかは、相手の方次第でございますので、そういう形で、進めさせていただきます。一応どうですかね。事務局の方で、1か月ぐらいの期間を、たぶんそれくらいの期間必要だと思いますので、あまり焦って、混乱しても、そういうことは、私たちも望んでいることではございませんので、1か月くらいの猶予期間をおいて、お願いするということで、議長さんのほうから手配していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、報告事項の4件については以上のとおりです。それでは、4番の協議事項に移ります。協議事項については、2件あります。それでは、まず、市議会業務継続計画（市議会版BCP）を議題といたします。これは、前回、いろいろ皆さんからご意見いただきました。その中で、荒川の氾濫だけは、どうするんだということがでましたので、入れてあります。それから、北川辺の地域の水害の場合は、どうも、はっきりしなかったのかなと思いますので、それは、また、別に明確になるように手直しをしてあります。大きく言えば、そのところを、この前の議論も踏まえて、挿入してあります。市議会版BCPに関しては、戸田議事課長から、説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長、お願いします。

○議事課長（戸田 実君） はい、前回の委員会で、提出しました資料の、加須市議会業務継続計画、水害対策編を風水害対策編といたしまして、前回いただきましたご意見等を踏まえまして、加筆、修正したものが、資料の4番になります。資料の4番をご覧いただきたいと思います。具体的には、この文中、下線の太字のゴシック体のところになりますけれども、前回、ご意見をいただきました荒川。また、北川辺地域に関する表記も、加筆、修正をしたところでございます。1ページの、まず1番として、想定する危機事象の②、加須市の業務

継続計画、風水害対策編の、発動基準。これの最後のところ、なお書きでございます。「なお、当該計画には、荒川の氾濫による大規模水害も危機事象と位置付けている。」との表記を加えたところでございます。続きまして、裏面。2ページになりますけれども、2番目の加須市議会災害対策会議の設置時期について、流れにつきましては「①. 市が北川辺地域に災害警戒本部を設置したときは、市議会は災害対会議を設置する。」これを加えました。また、その下に「市議会は、市による災害警戒本部の設置を受けて、直ちに市議会災害対策会議を設置する。」という文言を加えたところでございます。次に、②という形としまして、「市議会災害対策会議は、議会災害対策会議設置要綱に基づいて、行動する。洪水の非常事態に即応して市議会は、市が北川辺地域に災害警戒本部を設置したとき、市議会災害対策会議を設置するものとする。なお、会議の招集及び運営等に関しては、議会災害対策会議設置要綱に基づいて対応し、行動する。」と統いて、③として、「荒川の氾濫による大規模水害に対し、加須市議会業務継続計画（風水害対策編）により対応するものとする。」を加え整理したところでございます。以上、加須市議会業務継続計画、風水害対策編の説明につきましては、以上説明したとおりでございます。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） それから、前回、お示ししたものは、水害対策編ということになつておったんですけども、これは、台風が主な災害になるわけなんですが、台風には、風がつきものなので、水害ではなくて、風水害対策編ということにしてあります。ですから、これで、今日、皆さん方にご了解いただければ、震災対策編は、だいぶ前に、皆さんにご了承いただいておりますので、それでまた、出来たと。それで、この間の会議で意見が出された内容に、加筆修正いたしまして、北川辺地域の部分を明確にしたと。それから、荒川の氾濫のことも位置付けたということで内容を充実させております。ご意見ございますか。

（「基本的にいいですが」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） いいでしょうか。他に、ございませんか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、なければ、これで決定させていただいて、これで進めていくということにしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。次は、協議事項の2番

になりますけれども、市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解。全体で、24人。1団体から75項目のご意見を賜りました。一応、全部というわけではないんですが、一通り、まずは議会の見解を、まとめてみました。それで、大きく言いますと、これは2種類に分かれております。5-1という部分があります。それから、もう一つが、5-2というのがあります。A3の資料で。資料の5-1と資料の5-2、2つに分かれております。これはどういうことかといいますと、パブリックコメントを条例に関してということだったんですけれども、条例以外のことでも、いろいろ議会に対して、疑問や意見がございましたので、まずは条例に関する事項、それを、資料の5-1にまとめてあります。それから、議会全体に対する意見については、資料の5-2にまとめてあります。ただし、資料の5-2は全部はまとまっておりませんので、予め、そこはご了解いただきたいと思います。それでは、この見解について、資料の5-1から、私の方から、市議会の見解について説明をいたします。まず、一番左側の番号、要するに意見の番号をこちらに書いてあります。それから、提出者、それから条項の項目。それから、真ん中に市民の意見。要するにパブリックコメント、それから、一番右の方に、市議会の見解を記載しております。そのように説明していきますので。まず、1ページの関係なんですが、番号で言いますと、5番になりますが、項目としては、市民主権、深化した人権意識全体事項ということなんですが、いろいろ長文のご意見いただいているのですが、要点は、人権意識ということなんです。いろいろ書いてあるんですが、例えば、下の方から言うと2番目のところになりますが、「民主主義の根幹である信頼関係を築く核心は、云々」とありますが、そこを読んでいきますと、正しい人権意識の共有に帰着するのだと思います。民主主義への複雑にして多岐にわたる人類の歴史の潮流を見た時に、制度や手続きの変遷はみてとれます。その核として見抜かなくてはならないのは「人権をいかにして守るか」という魂の戦いの部分です。ということで、その下の方のパラグラフに行きますと、この真ん中辺に、加須市の市民等における従来のサイレント・マジョリティーの思いまでを、どうか救い上げていただきたいと、今年は、世界人権宣言の採択70周年の節目に当たり、ということで、この人権意識のことについて、いろいろ書かれております。要は、人権意識を、要するに基本条例に入れたらどうか、そこを入れてもらいたいと、いうような趣旨のようなんですね。これについては、市議会の見解として、ちょっと読んでみると、「基本的人権については、憲法で定められているところです。憲法を尊重しながら市議会が対応するのは当然のことあります。これまでも、人権を尊重しながら議会を運営してまいりましたと、今後も、憲法に基づいて対応してまいります。貴重なご意見ありがとうございます。

うございました。」ということで、これはまとめました。これだけではあれなので、もう 1 ページ、次の 2 ページについても、説明をいたします。番号の 6 の部分です。前文に緊急性が感じられないということで、これの一番最後の部分の、後半の部分でしょうか。「加須市基本条例は前文が、加須市の紹介から始まるのが特徴的です。それは研修レポートの始まりのようだ、緊急性は感じられず、後に続く云々」ということになっておりまして、要するに緊急性が、感じられないということあります。これについては、市議会の見解として、「前文は、緊急性をもって制定するものではなく、市議会がこれから取り組んでいく決意や、二元代表制の下で取り組んでいく原理原則をうたつたものであります。最高規範の基本的な考え方として整理しておりますので、ご理解いただきたいと思います。」こういうようにまとめてございます。それから 7 番、これは、前文にいろいろ載せて、前文のことに関してですが、米だけでなく、要するに野菜もあるじゃないかということで、もっと考えたらどうかというご意見でございます。これについては、右の方に、このように見解をまとめました。「議会改革への取組みに高い評価をいただき、感謝を申し上げます。加須市は、市内の 8 割が農地で、そのほとんどが米の生産ということもあり、このような表現（代表的なコシヒカリ）にしました。決して、他の特産品を疎かにしている訳ではないことをご理解いただきたいと思います。」ということで、見解はまとめました。その下の方に、8 番、二元代表制について。「二元代表制の一翼として」として書いてあるけれども、「二元代表制の下」でということでいいんじゃないかなと。ということありましたけれども、これは、市議会の見解としては、ご意見として承っておきますということで、見解をまとめました。その下の 9 番。これは、緊張関係で、監視機能、両者の信頼関係という前文の関係なんですけれども、議員と市長とは、緊張関係で、監視機能を云々とありますが、両者間の信頼関係に疑問を感じています。ここは、強い信頼関係にあればこそ、チェック機能とするべきではないでしょうかというご意見です。これにつきましては、二元代表制の下で、議会の基本的な機能の一つとして、監視機能があります。信頼関係を保ちながら、監視機能を発揮してまいりたいと存じます。ということで、見解をまとめました。まだ、続くんですけれども、あまり、言っていますと、議論になりませんので、一応この 2 ページに関して、議会の見解をまとめました。ご意見ありましたら、ご意見、挙手をして、お願いします。

大内委員。

○8番（大内清心君） はい、見解の内容についてではないんですけども、先月ちょっと回ったときに、パブリックコメントを出したという方がいらっしゃりまして、いつ回答が来る

んだいということがありますて、これから特別委員会があつて、そこで市議会としての見解を話し合いますから、それからになりますという考え方をしたんですけども、どういった形で、こういった見解を、報告されるのか、教えていただければと思ったんですが。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、これは、まとまり次第、まずは、市議会のホームページに掲載して、公表します。それから、今、大内委員からお話をありましたけれども、お出しになった方は、いつということになっているようですので、もしできれば、全体で、25人の方ですので、個別にというわけではないのですが、まとめた段階で、住所はわかつていますので、連絡先は、事務局の方は把握しておりますので、送れたらなと思っております。その方が、せっかくご意見をお寄せいただきておるのですから、市議会としての礼儀かなと、そんなふうに考えております。よろしいですか。

○8番（大内清心君）　はい。

○委員長（小坂徳蔵君）　他にございませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君）　はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君）　佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君）　はい、最初の番号の5番の方。1枚目の方についてですけれども、以下の条文で、いろいろなご意見伺ってあるんですけども、委員長が、おっしゃられたように基本的人権について、主な内容というふうになっているかと思います。特にですけれども、いただいたご意見の下から20行目くらいに出てくるんですが、基本条例案の第32条の、見直し評価をする委員会等に、是非とも、特別ではない一般の市民等の参加を想定していただきたいと願いますと。具体的な条文に対しての、ご意見が挙げられています。この点については、どのように、特別委員会としては、市議会としては、見解をしていくのか伺いたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君）　今のご意見ですけれども、そこまで具体的に、全体を見ると、全体的に、他のほうにも出てくるのですが、長い長文の、確かA4で何枚も、レポートでご意見を送っていただきました。その中で、ここで言っているのは、人権関係かなということで、そういうことでまとめました。確かに、言われると、ご指摘の通り、基本条例の第32条がありますので、その辺も、この件については、また後で出てくる部分もあるのですけれども、また、検討したいと思います。他にございませんか。また、思いついた時点で、後で、おっしゃっていただいて結構ですので。

それでは、3ページに進みます。3ページの、市議会の委員の、兼務について。要するに委

員が、市長部局あるいは、教育委員会の、執行機関の市議会の委員になることについてということで、10番、29番、30番とありますけれども、それぞれ、同じような意見ですので、まとめて、市議会としては、見解を1つにまとめました。10番の方は、市議会に入ってはだめだと、兼務してはならないということを明記してもらいたい。それから、29番の方は、市議会に入って、チェックできるのかというご意見です。それから30番。これも同じような内容です。これにつきましては、市議会の見解としまして、読んでみると、「監視機能については、前文と第1条に定めております。市議会として、監視機能を発揮して職責を果たしてまいりたいと考えております。現在、議会改革に取り組んでおります。」ということで、まとめています。というのは、推敲しますと、市議会については、法律で、議員が入らなければならぬという規定がございます。それから、条例で定めているものもあります。そういうものについては、議会として法律あるいは条例に基づいて、設置されているものについては、これまでも参加しております。ただ、それ以外のものについては、この間、本委員会でも、協議して、次の時期から返上するということで出してありますので、議会としてはそういうように現在取り組んでいる最中だということで、見解としてまとめています。

それから、次のページに移ります。4ページです。まず13番の関係です。通年議会でどうなのかと。通年議会にしたらどうかと、いうようなことです。この方は、第32条を特に素晴らしいものと感じましたと。下から2番目のところに、2行目のところに、第32条については、そのように記載しております。これに対して、市議会の見解としては、「第32条は、特に素晴らしいものとご意見をいただき、誠にありがとうございます。市議会の議会改革特別委員会で隔年ごとに評価し、市民の皆様に公表してまいります。」そのように見解をまとめています。どのように公表するんだということですけれども、まずは、市議会のホームページだということで考えております。次は、14番の関係です。14番の方は、臨時議会の開催が明記されていないけれど、明記を検討していただけないかという内容です。これについては、市議会の見解として、「地方自治法の第101条に臨時会の開催について、定めがあります。それに基づいて臨時会を招集してまいりました。今後においても、地方自治法に基づいて取り組んでまいります。」という見解にしてあります。次は、16番、市民の信託についてということです。これは、「市民の信託に的確に答え」というのを、「市民の負託に的確に」あるいは、「市民の信託に答えなければ」というのを、「負託に答えなければ」と、負託にしたらというご意見でした。これにつきましては、市議会の見解として、「憲法の前文でも、国民の厳肅な信託という言葉がありますので、この前文を踏まえて、前文を踏まえて、信託という

言葉を使わせていただきます。」ということにまとめてあります。それから、18番。これは、議会の役割として、意見書等により、国への意見書表明を加えたらどうかという内容です。この規定は、横浜、川崎、名古屋等で制定しております。というご意見でございました。これについては、市議会の見解として、以下のようにまとめました。「ご意見ありがとうございます。意見書、決議等は、地方自治法第99条に定めがあり、同条に基づいて国等への意見表明等を行っております。今後も、それに基づいて取り組んでまいります。」ということにしてあります。次は、一番下の19番です。ホームページで、確認閲覧できるよう。これは、市民に開かれた議会を目指し、積極的に情報公開とありますが、現在、市が取り組んでいる課題と、それに対する進捗状況を明確にする（HPでわかりにくい）。これは、市が取り組んでいるのは、これは執行機関のことですので、市議会として、それについてコメントはできないということで、これについてコメントはしてありません。それから、②の関係で、インターネット中継、録画などが、閲覧できるように検討していただけないでしょうか？ということです。「①については、市報やホームページで実施をしています。②のインターネット中継・録画配信については、現在検討中です。」ということにまとめています。また、あまり長く進めいくとあれですので、今言った、3ページ、及び4ページについて、何かご意見があれば。

○3番（新井好一君）　はい。

○委員長（小坂徳蔵君）　新井委員。

○3番（新井好一君）　番号10番の、基本的に先ほどのことで結構ですが、市議会の見解の中で、回答するときに、この間議論してきたことをもう少し詳しく、例えば、法律で決まっていることについては、これは参加せざるを得ないということと、あと、条例で定めているところということについて、そうでないところには返上した部分があるわけです、それらについて、簡潔に回答したほうがいいのではないか。こういう改革が、進んでいるということで。これだけだと、なんとなく改革は取り組んではいるけれども、ちょっと簡単すぎるかなと。

○委員長（小坂徳蔵君）　分かりました。その辺の解説も含めて、考えてきたいと思います。  
大内委員。

○8番（大内清心君）　はい、4ページの13番で、簡単に、隔年ごとに評価をし、市民のために公表していくことになっているのですけれども、この中で、四日市市の条例をということで、定例会を年1回に、通年議会ということもうたっているので、その辺について

ての考えを少しこれとあげた方が、いいのかなと思ったのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） あの、四日市のことですか。

○8番（大内清心君） 四日市市のことと例に挙げて、この方は議会の定例会を年1回とし、会期を通年とする。ということを、言わわれているので、その辺の考えが入っていないのかなと思ったのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 通年議会に関して。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 通年議会に対して。分かりました。通年議会についての、要するに、加須市議会としての考え方ですね。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。新井委員。

○3番（新井好一君） はい、確かに通年議会どうするかという課題、大きな課題ですから、先進的なところというのは、通年議会として、全体の議会として運営をやっているということはあると思う。ただ、我々が議論の、入り口のような問題なので、なかなか、慎重に、今後検討するぐらいにしか、ならないと思う。その辺は、現状を認識した上で答えるしかないのではないか。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） はい。新井委員がおっしゃってくださったのですけれども、通年議会がいいのかなというところも、まだ、今の現時点では、なんとも言えない、コメントもできないのかとも思いますので、全く触れないのではなくて、今後の検討課題とか、そういう形でもいいので、その辺の回答が、入っているというのも分かった方がいいのかなと思ったので、言わせていただきいて、通年議会をやりますとかそういうのではなくて、今後の検討課題という形でもいいので、触れていただけたらいいのかなと思ったので、言わせていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） その14番の方、第4条について、定例会について、ご意見を出されております。臨時会について。この件については、見解で、実際には、条文にはないけれど

も、101 条に基づいて、やっていますという見解の内容です。これに関してですけれども、第4条定例会・臨時会という項目にして、この定例会年4回とするの後に、なお、ということで、見解の地方自治法の第101条により、臨時会を開催することがあるというようなことがあるということで、明記したらいかがでしょうか。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。その他、ございますか。

なければ、先ほどの通年議会の関係ですけれども、別に、この委員会で、全然、議論しなかつたわけではないのです。これは、入り口の部分、骨子の段階で、いろいろ皆さんから意見を出していただいて、これについては、時期尚早だと、年4回ということで、考えていくということで、やってきた経緯がありますので、その辺も加味して考えていきたいと思います。それから、臨時議会の開催の関係ですが、全て、基本条例に影響するということではないのかなと。基本的には、定例会でいいのではないのかなと思って、こういうことにしてきた経緯があります。今、臨時会の開催の方法については、2つありますて、1つは、市長が、首長が、招集すると。あとは、議会が招集を求めて、首長が招集しない場合には、議長が招集するという、地方自治法の規定にもなっております。そうすると、そういうところを、具体的に、少し考えていかなくてはいけないということになっているので、取りあえずは、定例会でいいのかなと。臨時会は、これまでも案件は決まっております。例えば、工事請負金契約であるとかですね、そういうことで、決まっていますので、臨時会をここに規定したからやるということではないわけとして、入れたほうがいいということであれば、もう一度、基本条例も少し調整しなくてはいけないということになってくるのですけれども。何かご意見ありますか。

○副委員長（小勝裕真君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） はい、この方の意見というのは、様々なことが書いてあって、ある程度、議会の評価をしているのですけれども、4回で足りるのかどうか、素朴な疑問が出ているわけです、定例会ということで、それは定例会をしっかり開いて協議していますし、さらに、臨時会を明記というか、まさに回答通りでいいと思いますが、この方に対する回答という意味では、これで足りるのかなと私は思うのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） というご意見もございました。別に今日これで決めるわけではございませんので、いろいろご意見を出していただいて、それを含めて、また、皆さんにお示します。はい、大内委員。

○8番（大内清心君）　はい、すみません。4ページの最後の19番のところで、インターネット配信のことですけれども、現在検討中というふうに入れていただいているのですけれども、ただ配信するのかしないのかを検討しているかのようにも感じてしまうので、配信に向けて、現在検討中です。と言った方が、いいのかなと思ったのですが、実際に、配信に向けて、改選後にはということも出ていますので、もう少し前向きな感じで、配信に向けて、現在検討中の方が、やる、やらないを検討しているように思えてしまうところがあるのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君）　そうですか。実施に向けて。分かりました。ここまでではいいですか。

他にありませんか。なければ、次にいきます。

次は、5ページの関係です。24番、言論の府。これは、言論の府と書いてあるんですが、言論の府ではなくて、言論の場であるで、いいのではないかというご意見がありました。議会の見解なんですが、「府」という文言は、中心という意味であり、ご理解いただきたいと思います。そのように、まとめてあります。

それから、26番、議員に対するアンケート。議員の自己採点。ということで、これは、下から3行目ですが、各議員に自己採点してもらい、公表の場を、設けて、要するに、こういうことです。これについては、議会の見解としては、以下のようにまとめてあります。「市議会基本条例全体として、議員の意識改革、自覚が求められる趣旨になっております。市議会としては、議会改革に鋭意に取り組んでいく所存です。これからも、ご意見をお寄せいただくようにお願いいたします。」こういうように、まとめてあります。

次は、31番。市民参画の機会ということです。「議会は、市民参画の機会を」これを、「市民参加の機会を」にしたらどうかと。参画とは、計画の段階から加わることの意であるから、ということで、ご意見がございました。これについては、前後の文言から考えまして、市議会の見解ですが、ご意見のとおり、市民参加とさせていただきます。これは、前後の関係から、どうも齟齬が生じたなということで、直します。

次は、35番です。広聴広報活動の充実。これは、「努めるものとする」と、「努めなければならない」とあり、末尾を強めたほうが良いというご意見です。これに対して、議会の見解としては、「常に努力していかなければならないという努力義務として、取り組んでいく内容です。」と、努力を義務付けている。基本条例は、そういう説明にしてあります。これは、広聴広報ですから、これでいいとかということにはならないと思うのです。これは、市議会が存続する以上、ずっと課題だと思うのです。ですから、努力を義務付けているという見解

にしてあります。

次、37番。これは、自治会との関わりについて。自治会との関わりについての条項があつてもいいのではないかと。この方の認識としては、下から2行目ですが、「現状は、自治会は、市政の下請け業務を担い、とても協働とは言えないと、最小自治体単位として、議会とともに、市政に提言できるはず。」だというご意見でした。これは、このようにしてあります。「第8条に、市民参加、および市民との連携が規定されております。市民全体を見ているところであり、多様な意見を踏まえ、議会運営に取り組んでまいります。」というような内容にいたしました。

それから、41番。情報イノベーションを踏まえた、多様な広報広聴手段の活用ということで、色々あります。結論としては、一番最後の部分かなと、「加須市議会基本条例の第10条にも、情報イノベーションを踏まえた、多様な広報公聴手段の活用とありますが、これを、さらに具体的に表現する必要があるのではないかでしょうか。」という内容でございます。これについて、市議会の見解として、「加須市議会では、市民に開かれた議会として、多様な広聴広報手段（かぞ市議会だより、加須市議会ホームページ、SNS等）を活用し、市民の皆様と情報を共有することに努めています。また、市議会モニター制度を導入し、議会運営に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることを規定しております。なお、情報手段は、日進月歩の進展があり、その都度、多種多様な手段、方法で広聴広報活動の充実を図ってまいります。」というような内容にまとめました。取りあえず、5ページに關してはいかがでしょうか。

では、またあとで、ご意見があったら、お出しください。次の6ページに移ります。45番、会派の役割。これは、この基本条例は、「議員は、議員活動を行うため、政策を中心とした同一理念を」ということですが、これを、「議員は、議員活動を行うに当たり政策を」ということに変えたほうがいいのではないかというようなご意見です。それから会派については、47番の、これは、会派の役割を言ってあります。

それから、48番、会派事情の優先。第18条の第4項を削除していいのではないかということです。

それから、49番、第18条の関係で、意見を記します。22ページの関係ですが、一番最後の部分の、下から5行目ですか、「市議会基本条例案は、委員会（予算・決算・総務・民生教育・産業建設等）に会派として出席して、採決等で決定した。その決定事項でも、その後、意見が変われば、出席会派内の議員たれども、その後に、最高規範の本会議等で市民代表の

議員として、如何なる者にも拘束されることなく、自分の意思で市民に対して責任を果たすことができる。それとも、この第18条を利用して少数意見を抹殺するのですか。」というような内容になっているのですが、これについては、45番の関係では、市議会の見解として、「会派は、単なる政策だけでなく、同一の理念を共有する議員で会派を形成するものであります。」ということに、これは、説明しております。

それから、47番、48番、49番については、「加須市議会のこれまでの経緯を踏まえて、第18条の内容になっております。」ということにとどめております。これまでの2枚の関係について、何かご意見おありでしょうか。

○1番（野中芳子君）　はい。

○委員長（小坂徳蔵君）　野中委員。

○1番（野中芳子君）　はい。会派の事情というところですけれども、やはり、この中でも書いてらっしゃると思うのですけれども、会派事情というのが、非常に、分からぬといふことも、伺っていることと、あと、この4項の中で、委員会の決定事項は、会派事情よりも優先しなければならないというのは、少数意見が、無視されてしまうのではないかということを危惧している部分もあると思うのです。逐条解説の中には、きっちり説明はされているのですけれども、やはり、この文言の中で、その誤解を招くところがあるのかなと思うので、少数意見に入る人が、そういう形で、加えることはできないのかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君）　他に、ございませんでしょうか。新井委員。

○3番（新井好一君）　はい、国会と、この二元代表制の地方議会の場合は、若干違うと思うのですけれども、いずれにしても会派制、党派会派制を取るということは、政策をいかに実現させていくか、あるいは政策の充実を図っていくかという点で、それは位置付けられることでは、これは、いいと思うのです。ただ問題は、少数派の意見がどうなのかということでは、確かに意見があるところで、最終的には、案件によっては、会派の中での、会派拘束といいますか、そういうことに議論が行き着く場合があると思うのです。ですから、その場合に、案件によっては、会派の拘束を解いて、個人が、議決は、個人の判断で行うと、最終的には、議決というのは、個人の判断で行っているのですけれども、会派の拘束というのは、それはそれで、取り払えたら、会派運営をするということが、大事なのではないかなというふうに、私は思っています。

○委員長（小坂徳蔵君）　基本的には、会派の中の問題です。これは、拘束を解くよというようなところでやって、それであっても、現実的にはあつたりはしますから。そういうことな

のかなと思います。大内委員。

○8番（大内清心君） だいたい、同じようなことで、回答の部分が、あまりにも「第18条の内容となっております。」だと、分かりにくいのかなと思ったので、もう少し、肉付けをした回答があった方がいいのかなと思ったものですから。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 私も、大内委員と、同じような意見を考えていたのですけれども、47番、48番、49番で、まとめてこれだけのことということで、第18条の内容となっております、ということは、あまりにも冷たいような感じがする。肉付けを、同じ回答にしても、した方がいいのではないかと。これだけ意見を書いてくれて、無視したような感じにもとられるので。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。ただ、国会は、政党制ですから、会派政党制の中で、様々な仕組みが作られているのですけれども、地方議会の場合は、二元代表制という、そういう中で、議員が、それぞれ個人が、全体から選ばれるということで、それはそういう大原則がある。その中でも、政策が実現するには、同じ考え方の人達が、集まった方がいいだろうということでもって、それは、党派会派制というのが、ずっとおそらく、引かれてきたのだろうと思うのです。ですから、本来ならば、議員個人のことの方が、二元代表制といった場合には、優先されるのか分からないです。ですから、本来ならば、会派の、こここの部分については、地方議会に二元代表制は、本当は、いらないのかも分からない。でも、一応、会派性を取つていますから、この規制は、最低限のところで、入れておいてもいいのかなという感じもします。だから、そんなに、ここにこだわることもないのではないかなど。

○委員長（小坂徳蔵君） 会派というのは、確かに、いろいろ議論ありますけれども、政務活動費だって、そういう意味では、会派単位で出ていますから、これは、そういうことになろうかと思うのです。ただ、いろいろ書くことでもないかなと、これは、書けば書くほど、話が、ややこしくなってくるということなので、確かに、1行では少なかったというご意見もありますけれど、これでいいのではないかなど。別に、少数意見を抹殺するとか、そういうことは、全くないわけでありまして、これは、会派の中の話をしているのであって。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、ここで議論している私たちには、それが、実際理解できるので

すけれども、実際問題、これを、文面として読んだ場合に、他の方々が、その部分までとなると、やはり、ここで、誤解が生じている部分もあるのかなと、ちょっとと思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） そういうふうに誤解される方もいるかもしれないし、全然、そんなふうに感じない人もいるかと思うのです。もし、誤解されているとしたら、それはきちんと説明をしてあげればいいと思うのです。そういうお話を、伺っているとしたらですよ。ここに書いてあるのは、先ほど、4項は、会派、委員会の決定事項は、会派事情より優先しなければならない。原理原則が書いてあるわけですから、さっき言った少数意見を全部聞かないということではありませんので、そういうことですという話をしてもらった方がいいと思うのです。この方は、そう言っているかもしれないですけれども、そうではない人がいっぱいいらっしゃると私は思うのですけれども。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） この方のご意見の中で、中段の下、丸印があるのですけれども、その丸印から下については、具体的にこうしていただきたいというご意見があるのですが、丸印の上です。上の行に、戦前の大政翼賛会を思い出した。というような表現がされているのですけれども、やはり、この方については、きちんと、もう少し、この部分については、市議会の意思が伝わるような形で説明をされた方が、いいのかなというふうに感じました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。いろいろ議論ありましたけれども、先ほど、小勝委員のお話もありましたので、誤解については、それぞれ、もし、おっしゃる方がいたら、それは、議員として解いていく、それは必要ではないのかなと、そんなふうに思っております。いろいろ意見が出ましたので、もう一度、検討はしてみますけれども、なかなかご期待に沿えるかどうか、これは分かりませんので、ということを申し上げておきます。次は、7ページに移ります。50番は、先ほどの続きですので、53番。これは政務活動費の収支報告書の関係です。これは、収支報告書、および領収書。これは、「多寡に關係なく公表するものとする。」と、多寡に關係なくの文面を付加すべきだと思いますというご意見でした。これについては、政務活動費の公表については、現在、領収書も含めて、全て公表しております。ということで、見解をまとめてあります。

それから、58番、議会図書室の充実についてですが、これは、いろいろ議会図書の関係に

について記載されております。電子化の推進を行うという文言も追加しというようなことも意見として出されております。ただこの方は、「応援しがいのある市議会改革への実践力を大いに期待します。」ということで、期待を述べられております。ただ、これは、皆さん、図書室というより資料室といった方がいいかもしれませんけれども、ちょっとキャパシティー的に、今のこの議会の需要に対応できるのかというと、決してそういう状況ではございません。だから、例の、市の図書館の活用も含めて、なっておるわけですが、議会として、今の議会図書室は、手狭で、どうにもなるものでもございません。そういう点で、「ご意見として承っておきます。」これを、議会の見解といたしました。

それから、60 番、常に職務に精励という部分です。「常に良心の高い倫理性をもって職務に精励する。」これを、「職務に（を）全うするものとする」ということに改めたらどうかと いうご意見でした。これに関しては、市議会の見解として、「政治倫理に関する事項でありますので、より具体的に規定しました。ご理解いただきたいと思います。」ということで、まとめてございます。

それから、8 ページです。これは、61 番。信賞必罰についてということです。この方は、「必罰に絡む事項は、議会では結論が甘くなることが予想されます。市内の有職者を選定し、解任辞職等を決め、賞罰を厳格に行うことが必要と考えますと。これを、条例に盛り込んだらどうか。」というご意見でございます。それについては、市議会の見解としては、以下のようにまとめました。「地方自治法第 134 条に、懲罰の規定があり、さらに加須市議会会議規則第 159 条においても規定されております。これらにより、議会としては、これまで対応してまいりましたし、今後も対応してまいります。」という見解にしてあります。

64 番、質問等の論点の明確化。これは、論議を深めるため、当該議員に対してというものを、当該議員そして委員に対してと、議員だけでなく委員ということも入れたらどうかと、そういうご指摘であります。これについては、市議会の見解としては、以下のようにまとめました。「委員も議員であり、議員が、本会議および委員会での質疑のことを定めており、この条文で妥当であると考えております。」ということにまとめてあります。

65 番、66 番は、同じ内容ですので一つにまとめました。65 番は、議会とは、議員と市長とが論議する場所ではないということです。24 条の質問等の論点の明確化。これは 2 項を全文削除すべきだというご意見です。66 番は、これも同じです。これについては、議会の見解としては、以下のようにしました。「議員の質問が曖昧なことは、有り得ることです。質問の内容を確認するなどのために、議論をより深めるための条文であります。議会の監視機能が

発揮され、そのことが、住みよいまちづくりになるものと考えます。」ということにまとめました。

それから 69 番、議員定数について。これは、「近隣他市との整合性（人口割合）」を付加できないでしょうかということなので、今後の課題として受け止めさせていただきますということでまとめました。

以上、7 ページと 8 ページについて、ご意見ございますでしょうか。

それでは、少し細かい作業をやってまいりました。まだ少し残っておりますので、ここで、休憩をしたいと思います。委員会室の時計で、11 時まで休憩といたします。



#### ◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 50 分

開議 午前 11 時 00 分



#### ◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、委員会を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 引き続き加須市議会基本条例案の、パブリックコメントに対する市議会の見解について、協議を続けさせていただきます。休憩前で、資料の 5-1 が終わりました。これが直接、基本条例の条文に関わった内容です。次は、資料の 5-2 でございます。これは、取りあえずざっぱくではございますけれども、一応基本条例に。

○1番（野中芳子君） すみません。委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 申し訳ありません。5-1 の 61~69 までに対する意見は、もう終了し

たのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 最後のページ。8ページ。

○1番（野中芳子君） はい、8ページ。意見終了していると思っていなかつたのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 何か、ありますか。

○1番（野中芳子君） はい。あります。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうぞ。野中委員。

○1番（野中芳子君） 第24条ですけれども、8ページです。

○委員長（小坂徳蔵君） 8ページの何番ですか。

○1番（野中芳子君） 第24条の。

○委員長（小坂徳蔵君） 一番左側の列、左側の番号で。

○1番（野中芳子君） 65、66。

○委員長（小坂徳蔵君） 65、66。はい。

○1番（野中芳子君） 65、66のところですけれども、ここで、一応、質問等の論点の明確化。というふうにうたって第24条を出しています。議論するということが、ここで言われていると思うのです。それなので、最初は質問の論点の明確化とすると、やはり逐条解説でいうと、反問という言葉は使ってはいないけれども、議論することができるとか、あとは、反対とか、または匹敵するという印象を与えるため、加須市議会では、市民のために同じ方向を向いて、論点を明確化して議論するというのですけれども、結局これは反問権という形です。

○委員長（小坂徳蔵君） 反問権という言葉は、使っておりません。

○1番（野中芳子君） 使っていませんけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） あくまでも、議論ということになっております。

○1番（野中芳子君） はい。それなので、ここでは、その部分ですると、長くなってしまふのではないかというか、そういうおそれとか、あとは、議論するまではない。ということも、ここで言っていると思うのです。最初の時は、論点の明確化ということだけにすると、やはりその部分は、ちょっと趣旨的に違ってくるのかなと思うのですけど。

○委員長（小坂徳蔵君） 何が趣旨的に違うのか、ご説明ください。

○1番（野中芳子君） 論点の明確化と言っていることは、その議論しているところの、何を問題とするかということで、それに対する対案を提示してくれとか、あとは、こちらから、これについてはどうですかと、執行部側から問い合わせることではないと思うのです。あな

たは、何を質問しているのですかということだと思うのですけれど、ここの中では、その議論するという中に、反問するという言葉は使っていないけれども、その考え方を問い合わせただしたり、質問をしたりすることができるというふうにしているので、論点の明確化からすると、もう少し広くなっているのかなと思うし、ここに書いてあることも、そういうことが書いてあると思うのですけれども。パブリックコメントでお寄せ下さった方のご意見も。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか、第24条のことですね。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 第24条。これは、質問等の論点の明確化ということでの部分ですけれども、それは、1項と2項に分かれています。1項は、何て言っているかといいまして、論点を明確にするために、一問一答方式で行えるように努めるという、これが、1項です。論点を明確にするために一問一答方式で行うよう努める。それから、2項は、今、野中委員が意見を出された、議員から、本会議や委員会で、質疑を受けた時、要するに、趣旨や論点を明確にするために、市長は議論することができると、そういうあれなんです。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） そこには、枠がはまっていて、議長あるいは、委員長の許可を得てというのが入っているのです。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） だから、例えば、長くなって、質問も何もできなくなるのではないかということはないのです。というのは、そこで、議長がその辺にしてくださいと、質問者の、だれだれ質問を続けてくださいというようなことになるわけです、あるいは、例えば、市長が、もっと、答弁は簡略にお願いしますとかと言うことになるわけです。もちろん委員長もそうなるわけですよ。だから、ずるずるずると、例えば市長だとか、例えば委員会の中で、議論、一方的な話が、続くということはあり得ないことです。

○副委員長（小勝裕真君） 委員長いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうぞ。小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） はい、今、野中委員の方で、65番、66番の関係です。65番の方は個人で出されて、66番は、会ということで。特に、66番のところの意見を確認させてもらいたいので、ちょっと読みます。「議会は議員が、市長等に質問・質疑して、市長等の、行政執行等の問題点を追及し、チェックする大事な時間です。」これ、いいですね。いろいろな質問が出て、質疑できるのだから。ただ、次。「毎回、質疑や一般質問しない議員が多

くみられる中、」これは、そうじゃない。まず、状況が間違っていると思うのですけれども、しない人もいるよと、さらに、「趣旨及び論点を明確にすると理屈を付け、市長等に胡麻をすり、議員自ら監視機能を放棄することになる。」これ、ならないわけですよ。「市民に対する背任行為になる。質問に立った議員が、市長等に逆に質問され、たじたじとなる。」「持ち時間が消化され監視機能の放棄は市議会でなくなる。議会は、議員と市長等が、議論をする場所ではありません。議会の監視機能を壊さないでください。」と、この考え方方が、そもそも違っていると思うのです。話が。ということにしてしまうと、反問権とはなんだと始まってしまうけれども、そうではなくて、この加須市を、いかに良くするために、市長と議員が、議論することは大事なことではないですか。質疑だとか、本会議だったり、委員会だったり。だから、意見が、ちょっと違っていると、私、思っているので、もし、そういう誤解しているのだったら、そうではないということを、さつきと同じようになるけれども、言つていただきたいいいと思うのです。野中委員が、まさにそのとおりと思うのだったら、そういう話になってくるけれども、この方の意見が、そういうふうになっているのではないかと、私は思うのですけど、いかがでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） はい。特に、私、ここの意見を、どうこうというわけではなく、ただ、その論点の明確化ということに対して、議論するということが、もう少し枠を広げてしまつて、ただ、論点を明確にするだけなら、そこだけで質問すればいいことなのかなと。議論となると、もう少し、一步進んでいるかなと。逆質問ができるわけですよね、結局。ということになります。勿論、議長、委員長の許可を得て、それは、論点を明確にするだけの質問ではなく、違うことに関しても、考えを問いただすということに関しては、逆に質問が、執行部側から出来ることですね。

○委員長（小坂徳蔵君） 別に、そのことを、第24条の2項というものを、掲げたわけではないです。これは、まずは、ずっと議論しているわけです。反問権とするかとか、反問権では語句的に、表現がいかがなものかということもあって、議論ということに落ち着いたわけです。例えば、議論といった場合には、どういうことかというと、大きくいえば、例えば、議員が質問や質疑をすると。それに対して答弁すると。それに対して、議員が、また、質疑をする、質問をするというのは、これは、全体として議論だと思うのです。これは、議論です。そのことを、言っているということです。その上で、例えば、私なんかを感じるときがあるのでけれども、自分が言っていて、もうちょっと、論点を明確にして言うべきだった

なという部分があるわけです。ただやはり、いつも、感心することで、執行部はたいしたものだと、少しぐらい分からなくても、答弁が返って来るから。こういう部分も一方にはあるわけです。だから、その辺で、今でも、現実に、すみません、趣旨が分からなかつたので、もう一回、質問してくれませんかということが行われているわけです。現実に。委員長が、例えば、委員会だったら、だれだれ委員、もう一度、言ってくださいというわけです。ですから、それは、論点を明確にするために、どこを答えればいいのかを、もう一度、きちんと言ってもらいたいということになるわけです。これはありうる。今でも、やられている。それは、例えば、課長がいない時に行って、課長が来た時に、もう一度言ってくださいとかいふと、委員長が、だれだれ委員、もう一度、先ほどの質疑を行つてくださいと、指名するわけです。そうした場合は、同じことを言つてゐるわけです。そうすると、それに担当課長なり部長が、答えるわけです。そのことを、言つてゐるわけです。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 分かりました。今の説明で、凄く納得したのですけれども、ただ、議論という、この言葉が、割に、誤解を招いてしまったのかなというふうな、もっと広く解釈されたのかなという思いもあります。だから、もし、聞かれれば、説明すればいいわけです。そのように。はい、分かりました。納得しました。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、我々が質疑をするとか、質問するというようなことは、質問をする質疑をする、それに対して答弁が返つてくる。また、質疑をする質問をすると、全体として議会の議論なのだと。これは。その議論をするのに、何を言つてゐるか分からないと、いったような場合には、当然、もう一度、すみませんもう一度、言ってもらえませんか。何を訴えようとしているのですかと、それは、例えば、担当課長だとか、部長は、そういうことは言いませんよ。ただ、市長ですから、私の財源の裏付けはあると思うのですが。でも、私はこう思いますよというようなことは言つてゐます。では、財源の裏付けはどうするのですかと、そういうことを答えてくださいと、言わないです。これは。私はそう思つていますと。では、だれだれさん、そこは、どう考えるのでしょうか。でも、私は、今、この中では、できませとか、いろいろ言つてくるのもあるのですけれども、それについて、あなた、どうするのというようなことは、言わないです。それに近いようなことは言つてゐますけれども、でも、別に議員が答えなくとも議論は進んでいくわけです。ということですけれども。どうですか、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、納得しました。ありがとうございました。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 今の件で、先ほどこの方は、第24条、全文削除すべきだということを言っているのですけれども、逐条解説の40ページを読んでいただければ、よく分かるかなと思ったので、この辺のところ、逐条解説の中のものもあってもいいのかなと思ったのですけれども、この方は、誤解をされているのかなと思ったので、この方たちには、逐条解説は、まだいっていないだろうし、これもまた完成ではないです。なので、なかなか、ご理解いただくのが難しかったのかなと思うのですけれども、こういったことも出来るということも付け加えていただけたらいいのかなと思ったので、すごい分かり易く書いてあるので。すみません、以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほどの、この前の部分で、例えば、大政翼賛会になるのではないかという、そういう話もあったのですけど、ちょっと誤解の部分があるのです。われわれ、こここの第24条の2項の反問権という部分から始まって、最初は、反問権となっていたのです、それは、やはり語句的にいかがなものかということで、皆さんからご意見出されて、全体的な、議論ということに落ち着いた経緯があるわけです。ですから、それで、例えば、議会、議員が釈明に追われたと、議員が質問して、釈明することは何もないことで、そのことを懸念しているということです。でも、そのことはありえないということです。それはなぜかというと、議長や委員長の許可を得てということが出ているということです。その部分を、よく説明いただきたいと、そんなふうに思います。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） やはり、議会と執行部との立場性というのを、はっきりわきまえれば、これは、執行部は、予算を計上して、執行部が出しているわけですから、それに対して議員が、質疑、論点を明確にしてもらうっていうのは、ある意味では当たり前のことです。ですから、そういうことで、論点の明確化ということで、市長の側で、反問権というと、市長の側の議論権という、そういう意味合いが強いので、そこは、最低限のことで、それは、委員長なり、議長の許可を得て、論点の明確化をさらにするのであれば、市長が答えることがあっても、それくらいの程度だと思うんです。ですから、その辺の立場を明確に考えれば、これは、議員の側の論点の明確化というのは、ある意味では当たり前のことだと思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、加須市議会として、基本条例で、反問権という明確なものは、採用していないということです。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君）　はい、基本的には、市議会の見解でいいと思っています。ただ恥ずかしいことに、この議員の質問が曖昧なという曖昧と言うのが恥ずかしい。議員は、なんだ、曖昧だと。ここの言葉が不明確なというふうに、少し曖昧というのが、恥ずかしいと感じるのですけれども。実際、曖昧な場合もあるのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、曖昧なというところは、不明確ということにしますので、これは、議員の質問が不明確なことはありうることです。全くないということではない。あるということです。不明確だということにしておきますので。

その他ありますか。いいですか。では、これで、ここまで、資料の5-1のところは終わりますので、資料の5-2の方に移ります。これは、全部は、まとめておりませんので、取りあえず、まとめたところまで説明をいたします。それでは、資料の5-2パブリックコメントに対する市議会の見解をこれから説明します。

まず1番、逐条解説について。前文各所に、総じて、るべき内容が、記述されていることが感じられました。さらには、市民が、条例の理解が得られるためにも逐条解説が示されることを望みますという前向きな意見です。これに対して、市議会の見解としては、以下のようにまとめました。「議会基本条例の制定と併せて、逐条解説を作成中です。条例の制定に併せて、市議会ホームページに掲載する予定です。なお、市民に対しては、本会議の傍聴者を含めて、逐条解説をお渡しできるよう用意させていただきます。このように、少し具体的にいたしました。

それから、2番。これは、加須市ならではの、特徴ある個性的な素案が見当たらないというご意見がありました。これに対して、次のように見解をまとめました。「前文に、加須市議会の議会改革に取り組む決意を規定しております。貴重なご意見ありがとうございました。」ということでまとめてあります。

それから3番。議員相互の活性化、大局観に立った議会運営に議会運営を期待するということです。これは、下から3番目くらいが意見になっているのかと思うのですが、「市議会基本条例が、議員相互の活性化を図る基となり、どこの自治体でも大きな課題となっている人口減少、少子化対策、魅力ある地域づくりに、各議員が、真摯に取り組まれることを望むものです。生活の問題は大事ですが、近視眼的感覚に走ることなく、大局観に立った議会運営に期待します。」ということですので、これは、「貴重なご意見ありがとうございました。」ということで、まとめてあります。

それから4番です。議会と市民との協働こそが急務ということで、全体的なご意見が出さ

れております。これも、公聴会の議事録を、この方は、お読みになられているのです。それぞれ、公述人の意見について、敬服しつつ拝見しましたということで、ご意見寄せられました。いろいろ、まちづくり市民会議にも参加してきましたこの方は、参加されたのです。そういうことも含めて、この5項目を記載されておりますが、議会としましては、「貴重なご意見ありがとうございました。」ということで、まとめさせていただきました。

それから、11番、議員力についてということ。「議員力は、地域、市、全体を見据えて調査し、能力の発揮を求むと。議員は、議員の能力を高める必要があり、その職務を全うするよう研鑽されたい。」ということですので、これは、議会の見解として、「ご指摘のとおりです。条例に基づき、今後とも取り組んでまいります。」ということにまとめております。

それから、12番、一般質問を日曜日にというお話です。年4回の定例会について、土日に開催することはどうでしょうかということです。実際に実施している議会があることは承知しておりますが、一応、市議会の見解として、「今後の課題として受け止めさせていただきます。」ということで、まとめてあります。

それから、2ページをご覧ください。15番です。これは、積極的な情報公開、それと市民の多様な意見の把握についてというご意見が寄せられました。これについては、市議会の見解として、次のように、まとめさせていただいております。「会議は、公開する原則に基づき会議録を公開しております。かぞ市議会だよりで議会の内容について、各世帯へ配布しており、さらに必要な情報などは、市議会ホームページなどで公開しております。ご指摘していただきました点については、引き続き努力してまいります。」という見解にしてあります。

次に17番。魅力ある住み良いまちづくりを進め、次の世代につなげていかなければならない。意見書を採択していただけたらというような内容でございます。これは、1段目の関係は、上から3行目ですが「加須市議会の皆様には、今後も品位と高い倫理性を保持し、市民の健康、福利厚生のため職務に邁進されるよう、期待しております。」という期待の言葉があります。それから、また、2段目の、パラグラムには、情報公開、市民の多様な意見の反映に努めるとあり、情報の公開や政務活動費に関して、細かに規定されているので、とても安心しております。この核兵器禁止条約の問題で、意見書を市議会で議論、採決し、宣言していただきたいというご意見もあります。それで、市議会の見解として、「ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として、受け止めさせていただきます。」ということでまとめました。

それから20番。これは、市長が掲げている将来都市像。水と緑と文化の調和した元気都市かぞについて、理解できているかというようなことで、具体的には、「葛西用水路の救助ロー

プにゴミがかかっている。会の川のインターチェンジ東最後の橋の所にということですが、議員も見ているのか伺いたい。」これは、具体的なことなので、ご意見として伺っておきますということかなと、まとめさせていただきました。

まとめは、ここまでしかできておりません。申し訳ないのですが、これを、一つ一つ、なかなか、それぞれ、慎重に検討していかなければいけないので、取りあえず、今日は、ここまでにしたいと思います。今言った、1ページと、2ページの全体について、ご意見あれば発言お願いします。

○2番（竹内政雄君）　はい。

○委員長（小坂徳蔵君）　竹内委員。

○2番（竹内政雄君）　はい。20番、南大桑の男性が、場所も示しているのですけれども、正直言って私も、答えはこれでいいと思うのですけれども、最後の所、大体分かるのですけれども、一度私も見てみて、どの辺だろう、小勝委員ここは。具体的にどの辺だろう、最後のところ。

○副委員長（小勝裕真君）　加須インターチェンジのところ流れている。

○2番（竹内政雄君）　小勝委員の看板があるじゃない。

○副委員長（小勝裕真君）　加須インターのところ。例えば、この方、その場所を言っていますけれども、他にも管理者の問題もあると思いますし、議員もそう意識を持つということも大事だと思うのですけれども、よく見てきてください。それで、報告いただければと。

○委員長（小坂徳蔵君）　小勝委員からお答えしましたけれども、竹内委員、まだありますか。

○2番（竹内政雄君）　ありません。そう言われてみると、あちこち散歩がてら、いろいろ六郷堀とか、いろいろな堰とか、見るのですけれども、たまっていれば、電話をするのですけれども、意識の中に入れておこうと思います。

○委員長（小坂徳蔵君）　これは、例えば、市議会のモニターの関係もあるのですが、例えば、その中で、どうしてくれ、こうしてくれとかということについて、特に、市議会モニターの要綱に関しては、それについては、議会としては、取り上げないというような内容になっているのです。一応、そういうことになっていくと、議会として、收拾がつかなくなるということになっておりますので、市議会モニターの場合には、そこは明確に要綱に記載しています。そこは、議会としては取り上げませんということで。ただ、個々の議員の方は、議員活動の中で、気付いたところは、おやりになっていくということしかないのではないかなど、そんなふうに思います。これからも、例えば、そういうパブリックコメントとした場合、

ここをどうしてくれということあるかもしれませんけれども、それについて、議会として、これこうしますという、市長部局、執行機関ではないので、それは、また、言えないわけでして、そこは、各議員で、対応していくということになるのだと思うのですけれども、それは、ちょっと書けない、記載できませんということです。よろしいですか。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 基本的には、用水とか、葛西用水も、うちの方の用水も、最近は、非常にきれいになっていて、なおかつ、危険な場所でもあるのです。ですから、救助用のロープがあったり、救助用の輪投げのようなものがあったりするというのは、どこでもあるのです。それは、たぶん土地改良区の役割の中に、監視機能も絶対あるはずなので、ただ、我々も、議員ですから、今、言ったように、そういう危険個所があることについては、普段の議員活動の中で、しっかり確認するっていう意味合いだと思うので、そういうものとして、捉えたほうがいいのではないかと思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。他に、ございませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 一番上の 15 番の方についてですけれども、情報公開と、市民の多様な意見に的確にという、ご意見が出されています。市議会の見解では、会議録やホームページとか、市議会だよりでやっていますということです。この基本条例案の第 13 条には、市民との意見交換及び、議会報告ということで、2 項に渡って、その内容が規定されておりますので、そこ第 13 条で、一層、それに取り組むよう、推進していくっていうような、具体的な紹介があっても、いいのかなって、受け止めました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に、ございませんでしょうか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。今までのことについては、だいたい皆さん議論されたことなので、まだ、残っている部分があるのです。これについて、若干、前回うちの会長の方からも、40 番の、年金者組合北川辺支部の意見があるのですけれども、これについては、事実関係を、もう少し、会長からも聞いていただきて、このような意見だと、非常に我々も心外です。やはり、これは、いきなり入ってきて説明しようとしたわけで、事前の約束なり、あるいは、会長との話なり、あってしかるべきなのであって、そういう意味で、このように一方的に書かれていることでもって、この辺については、少し、検討していただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。他に、意見があれば、挙手願います。

（「なし。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、長時間に渡って、パブリックコメントに対する見解を協議してまいりました。出された意見については、そのことも踏まえて、検討して、また次回に、お示ししたいと思います。それから、資料の 5-2 の 2 ページの後半については、まだまとめてありませんので、これは、次回には、全て、まとめて皆さんにお示しをして、また、ご議論いただいて、それで、まとめていきたいと思います。それで、パブリックコメントに対する市議会の見解については、ご了承願いたいと思います。

それでは、次に、今後の協議の方向について議題といたします。次の第 23 回議会改革特別委員会ですが、連休明けの、5 月 10 日の木曜日、9 時半から委員会を開きたいと思います。議題としては、先ほど、申し上げましたパブリックコメントに対する市議会の見解、これを皆さんにお示しをして、また、自由討議で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい。」と言う人あり）

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい、5 月 10 日。次回、開催することは結構ですけれども、やはり、今日のパブリックコメントの件の中の、特に最初 5-1 の方でも、定数の件だとか、それから、倫理の問題等々については、我々この検討委員会でも検討事項としてあるわけです。ですから、これは我々も、もう 1 年を切ってきたという事情の中で、やはり早急に、これに検討を加えると、結論は、どのようになるか分かりません、はつきり言って。けれども、この議会改革の中で、議論をしないことには、どうしようもないで、それを踏まえるスケジュールを、委員長にはお願いをしたいなというように思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これは確か、前々回でしたか、その前でしたか、同じような意見が出されまして、それについては 6 月議会で、基本条例を上程いたします。それで、市議会版 B C P も同時に、実施に移していくということで、我々も、この間、ロードマップに基

づいて行ってきたという経緯があります。それが済めば、当然それは議論していかなくてはいけないということは、理解しておりますので、それは前回申し上げた内容には、変わりはありませんので、申し上げておきたいと思います。その他にございますか。

(「ありません。」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） はい、では、なければ、今日の議題については、全て終わり、すみません。大事なことを一つ忘れました。パブリックコメントに対する市議会の見解について絞った、委員外議員の発言を認めます。ご意見あれば、挙手願います。

○18番（中條恵子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 中條議員。

○18番（中條恵子君） はい、1点だけ確認させていただきたいのですが、5-1の5ページ。一番最後の41番のところに。

○委員長（小坂徳蔵君） 5ページの。

○18番（中條恵子君） はい、41番です。一番上、加須市議会では、市民に開かれた議会として、多様な広聴広報手段（かぞ市議会だより、加須市議会ホームページ、SNS等）を活用してとあるのですけれども、議会としての広聴広報手段で、SNS等というのは、具体的には何を言うのかを教えていただきたいのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。これは、おっしゃるとおり、まだ市長部局の関係をここに書いただけであって、市議会としては、検討課題として、載っているだけです。ですから、これは削除します。はい、中條議員。

○18番（中條恵子君） 個人であれば、SNS等、分かっているのですけれども、市議会では、という形になっているものですから、改めて質問させていただいたところですので、削除されるということでございましたので、今のところは、市議会だよりと、ホームページしかないというところで、理解させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他にございますか。大変失礼しました。本当は、日程を決める前に委員外議員の発言を提案しなければいけなかったのですけれども、大変申し訳ありませんでした。それでは、他にないですね。

(「はい。」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、今日の議題は、全て終了いたしました。それでは、協議の内容につきましては、特別委員会の通信第 21 号を発行して、市議会のホームページに掲載し、議員各位に配布したいと思います。これで本日の議事は、すべて終了いたしました。

---

#### ◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会にあたり、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、本日も長時間にわたりまして、協議されました、ありがとうございました。市民学習カレッジにつきましては、連休明けの 5 月 7 日までに、それぞれ 5 名程度の参加者、特に 7 月 12 日につきましては、その報告会、意見交換の場がありますし、8 月 3 日の野村先生は、素晴らしい貴重なお話を聞いていただけると伺っておりますので、ぜひお知り合いの方にお声掛けいただいて、5 月 7 日までに名簿を提出いただければと思います。それから、今日のパブリックコメントの議会の見解、これを中心に協議いただきましたけれども、実は、今週の月曜日に、議会事務局と正副委員長で、午後 1 時半から始まって、就業時間を大幅に超えて夜 7 時まで行ったのが、さっきの 5-2 の、あの部分までです。全部やったら、その日に終わらなかつたのではないかというので、この後また、時間を取りながら検討してまいりますけれども、その点も報告といいましょうか、行っていることもご理解いただきたいと思います。次回 5 月 10 日になりますので、次回もよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） どうも、ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会といたします。大変ご苦労様でした。

散会 午前 11 時 40 分